

国 水 政 第 94 号
 国 水 河 計 第 79 号
 国 水 環 第 180 号
 国 水 治 第 159 号
 国 水 防 第 465 号
 国 水 下 流 第 9 号
 国 水 海 第 144 号
 平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・政令指定都市
 水防担当部長・下水道担当部長
 各地方整備局河川部長・建政部長
 北海道開発局建設部長・事業振興部長
 沖縄総合事務局開発建設部長
 独立行政法人水資源機構ダム事業部長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局
 水政課長
 河川計画課長
 河川環境課長
 治水課長
 防災課長
 流域管理官
 海岸室長

水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく
 「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）においては、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところである。さらに、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築を充実・加速させるため、大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）の組織、運営等については下記の事項に十分留意して適切な運用に努められ

るとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水災害対策に万全を期されるようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

なお、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号、国水河計第 13 号、国水環第 20 号、国水治 26 号、国水防第 52 号）は、廃止する。また、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）の記の第一 3（1）中「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）」とあるのは「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日国水政第 94 号・国水河計第 79 号・国水環第 180 号・国水治第 159 号・国水防第 465 号・国水下流第 9 号・国水海第 144 号）」と読み替えるものとする。

記

1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により

組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

また、協議会の対象とする河川の洪水浸水想定区域での被害を軽減するために調整が必要な雨水出水災害、高潮災害、これらが同時生起した場合の対策の取組や、土砂災害に関して連携強化のための情報共有が必要な取組についても協議会の取組に含まれることとする。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必

要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策に係る調整又は共有等が必要な機関
- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

（２）都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する气象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対

策に係る調整又は共有等が必要な機関

- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じた必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

（１）協議会での取組事項

① 円滑かつ迅速な避難のための取組

①－１ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
 - ・ 洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

- イ 高潮時における都道府県からの情報提供等

- ・高潮時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

ウ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時又は高潮時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。
- ・水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。
- ・ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難勧告着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。

エ 多機関連携型タイムラインの拡充

- ・公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位が多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。

オ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。
- ・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。

カ I C T等を活用した洪水情報の提供

- ・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やC C T Vカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

キ 防災施設の機能に関する情報提供の充実

- ・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。

ク ダム放流情報を活用した避難体系の確立

- ・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。

ケ 避難計画作成の支援ツールの充実

- ・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。

コ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。

サ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。
- ・「講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～」(平成 30 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。

①ー 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

ア 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。
- ・都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・各種浸水想定区域図等が作成された場合は当該浸水想定区域図等を共有する(なお、共有された浸水想定区域図等については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)

イ ハザードマップの作成、周知、活用

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。

- ・各種ハザードマップが作成された場合は、当該ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成 28 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

ウ 浸水実績等の周知

- ・水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。

エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実

- ・ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有する。

オ 災害リスクの現地表示

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。
- ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。

カ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

キ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。
- ・水防法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校等に対して、避難確保計画の策定、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援を実施するとともに、先進的な取組について共有する。

ク 避難訓練への地域住民の参加促進

- ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を共有する。

ケ 共助の仕組みの強化

- ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整する。
- ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有する。
- ・要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

コ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

- ・協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。

①ー 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

ア 洪水予測や水位情報の提供の強化

- ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。

※危機管理型水位計：国土交通省が開発した、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。

- ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。
- ・ダムの放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。

※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」（平成 17 年 3 月 28 日国河流第 19 号、国河治第 211 号）を参照。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・危機管理型ハード対策（※）の概ね 5 年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。

※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路及び応急的な退避場所の整備

- ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、

避難経路の整備に加えて、応急的な退避場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに退避場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整する。

- ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共有する。

② 被害軽減のための取組

②－１ 水防体制に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②－２ 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。

ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。

③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時又は高潮時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時又は高潮時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。

イ 浸水被害軽減地区の指定

- ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。

④ 防災施設の整備等

ア 重要インフラの機能確保

- ・各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。

⑤ その他

ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化

- ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。

イ 災害情報の共有体制の強化

- ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

(2) 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

(3) 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。

(4) 協議事項の尊重義務

協議会で、当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減のため必要な協議の結果調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

(6) 関係者との連携

多くの関係者との事前の備えを図るため、以下の関係者との連携の強化に努められたい。

① マスメディアや情報通信企業等との連携について

地域のリスクや防災施設の効果とその限界、水害・土砂災害情報等について、テレビや新聞、ラジオ、ネットメディア等のそれぞれが有する特性を活かして発信・伝達することによって、住民の理解と行動につながるよう、マスメディアや情報通信企業等との連携強化に努められたい。

② 土砂災害対策に関する連絡会との連携について

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生する現象である土砂・洪水氾濫等の被害軽減に資する取組に関しては、市町村の防災担当者や自主防災組織等の防災リーダーの土砂災害に関する知識の習得等を支援するための連絡会との連携強化に努められたい。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、「7. 協議会の取組内容」を踏まえ、必要に応じて2019年出水期までを目途に「地域の取組方針」の見直しを行うことを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。

別紙－１

〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。

(目的)

第〇条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることや、平成 30 年 7 月豪雨を受けて、答申において「多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え」とされたことを踏まえ、決定されたい。

(協議会の対象河川)

第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
国 水 政 第 <u>94</u> 号 国 水 河 計 第 <u>79</u> 号 国 水 環 第 <u>180</u> 号 国 水 治 第 <u>159</u> 号 国 水 防 第 <u>465</u> 号 <u>国 水 下 流 第 9 号</u> <u>国 水 海 第 144 号</u> 平成 <u>31</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日 各都道府県・政令指定都市 水防担当部長・<u>下水道担当部長</u> 各地方整備局河川部長・<u>建政部長</u> 北海道開発局建設部長・<u>事業振興部長</u> 沖縄総合事務局開発建設部長 <u>独立行政法人水資源機構ダム事業部長</u> 殿 国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長 河川計画課長 河川環境課長 治水課長 防災課長 <u>流域管理官</u> <u>海岸室長</u>	国 水 政 第 <u>13</u> 号 国 水 河 計 第 <u>13</u> 号 国 水 環 第 <u>20</u> 号 国 水 治 第 <u>26</u> 号 国 水 防 第 <u>52</u> 号 平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月 <u>19</u> 日 各都道府県水防担当部長 各指定都市水防担当部長 各地方整備局河川部長 北海道開発局建設部長 沖縄総合事務局開発建設部長 殿 国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長 河川計画課長 河川環境課長 治水課長 防災課長

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく 「大規模氾濫減災協議会」の運用について 平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）においては、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。 大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところである。<u>さらに、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築を充実・加速させるため、大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）</u>の組織、運営等については下記の事項に十分留意して適切な運用に努められるとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、<u>水災害対策</u>に万全を期されるようお願いする。 本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。 <u>なお、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号、国水河計第 13 号、国水環第 20 号、国水治 26 号、国水防第 52 号）は、廃止する。また、「水防法等の一部を改正する</u>	水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく 「大規模氾濫減災協議会」の運用について 平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。 大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところである<u>が</u>、大規模氾濫減災協議会の組織、運営等についてはさらに下記の事項に十分留意して適切な運用に努められるとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、<u>水防行政の運営</u>に万全を期されるようお願いする。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
<u>法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）の記の第一 3（1）中「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）」とあるのは「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日国水政第 94 号・国水河計第 79 号・国水環第 180 号・国水治第 159 号・国水防第 465 号・国水下流第 9 号・国水海第 144 号）」と読み替えるものとする。</u>	
記	記
1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨 改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。 このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。	1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨 改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。 このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。
2. 協議会の設置 大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水	2. 協議会の設置 大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。 なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。 同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。 <u>また、協議会の対象とする河川の洪水浸水想定区域での被害を軽減するために調整が必要な雨水出水災害、高潮災害、これらが同時生起した場合の対策の取組や、土砂災害に関して連携強化のための情報共有が必要な取組についても協議会の取組に含まれることとする。</u> 協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1 を参考とされたい。 3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組	位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。 なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。 また、同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。 協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1 を参考とされたい。 3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。 4. 協議会の名称 協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。 5. 協議会の構成員 協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。 (1) 大規模氾濫減災協議会の構成員 ア 国土交通大臣 水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。 イ 当該河川の存する都道府県の知事 当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。 ウ 当該河川の存する市町村の長 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。 エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。 オ 当該河川の河川管理者 当該対象河川の管理を担う立場で参画。	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。 4. 協議会の名称 協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。 5. 協議会の構成員 協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。 (1) 大規模氾濫減災協議会の構成員 ア 国土交通大臣 水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。 イ 当該河川の存する都道府県の知事 当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。 ウ 当該河川の存する市町村の長 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。 エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。 オ 当該河川の河川管理者 当該対象河川の管理を担う立場で参画。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。 キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者 その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。 ・浸水が想定される近隣市町村 ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村 ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊 ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院 ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 ・<u>雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策に係る調整又は共有等が必要な機関</u> ・<u>下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）</u> ・<u>高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター</u>等 <u>なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。</u> (2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員 ア 当該都道府県知事	カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。 キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者 その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。 ・浸水が想定される近隣市町村 ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村 ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊 ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院 ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等 (2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員 ア 当該都道府県知事

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。 イ 当該河川の存する市町村の長 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。 ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。 エ 当該河川の河川管理者 当該対象河川の管理を担う立場で参画。 オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。 カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者 その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。 ・浸水が想定される近隣市町村 ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村 ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊 ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院 ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 ・<u>雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策に係る調整又は共有等が必要な機関</u> ・<u>下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）</u>	当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。 イ 当該河川の存する市町村の長 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。 ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。 エ 当該河川の河川管理者 当該対象河川の管理を担う立場で参画。 オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。 カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者 その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。 ・浸水が想定される近隣市町村 ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村 ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊 ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院 ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
<u>・高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等</u> また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。 <u>なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。</u> 6. 協議会の取組が対象とする外力 協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。 具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。 7. 協議会の取組内容 協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整	また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。 6. 協議会の取組が対象とする外力 協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。 具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。 7. 協議会の取組内容 協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
備等の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする。 なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。 (1) 協議会での取組事項 ① 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①－1 情報伝達、避難計画等に関する事項 ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認 ・洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。 <u>イ 高潮時における都道府県からの情報提供等</u> ・<u>高潮時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。</u> <u>ウ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認</u> ・「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時<u>又は高潮時</u>における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	備等の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする。 なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。 (1) 協議会での取組事項 ① 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①－1 情報伝達、避難計画等に関する事項 ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認 ・洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。 <u>イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認</u> ・「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。 ・<u>水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。</u> ・<u>ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難勧告着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。</u> <u>エ 多機関連携型タイムラインの拡充</u> ・<u>公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位の多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。</u> <u>オ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進</u> ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。 ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。 ・<u>水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。</u>	・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。 <u>ウ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知</u> ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。 ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
<u>・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。</u> <u>カ</u> ICT等を活用した洪水情報の提供 ・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。 ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。 <u>キ</u> 防災施設の機能に関する情報提供の充実 <u>・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。</u> <u>ク</u> ダム放流情報を活用した避難体系の確立 <u>・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。</u> <u>ケ</u> 避難計画作成の支援ツールの充実 <u>・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。</u> <u>コ</u> 隣接市町村等への広域避難体制の構築 ・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。 <u>サ</u> 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援 ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用	<u>エ</u> ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実 ・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。 ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。 <u>オ</u> 隣接市町村等への広域避難体制の構築 ・各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。 <u>カ</u> 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援 ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。 ・<u>「講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～」（平成 30 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。</u> ①－ 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ア <u>浸水想定区域の早期指定</u>、浸水想定区域図の作成・公表 ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、<u>想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図</u>の作成・公表の予定を共有する。 ・<u>ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。</u> ・<u>都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。</u> ・<u>各種浸水想定区域図等</u>が作成された場合は<u>当該浸水想定区域図等</u>を共有する（なお、共有された<u>浸水想定区域図等</u>については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員にお	状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。 ①－ 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ア <u>想定最大規模降雨に係る</u>洪水浸水想定区域図等の共有 ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。 また、<u>洪水浸水想定区域図</u>が作成された場合は<u>当該洪水浸水想定区域図</u>を共有する（なお、共有された<u>洪水浸水想定区域図</u>については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員にお

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
いて確認する。）。 イ <u>ハザードマップの作成、周知、活用</u> ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、<u>想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップ</u>の作成・公表の予定を共有する。 ・<u>各種ハザードマップ</u>が作成された場合は、当該<u>ハザードマップ</u>を共有する。 ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成 28 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。 <u>ウ 浸水実績等の周知</u> ・<u>水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。</u> <u>エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</u> ・<u>ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有</u>	いて確認する。）。 イ <u>洪水</u>ハザードマップの作成・<u>改良と</u>周知 ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。 また、<u>洪水ハザードマップ</u>が作成された場合は、当該<u>洪水ハザードマップ</u>を共有する。 ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成 28 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
<u>する。</u> <u>オ 災害リスクの現地表示</u> - 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。 <u>・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。</u> <u>カ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実</u> - 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。 <u>キ 防災教育の促進</u> - 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。 <u>・水防法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校等に対して、避難確保計画の策定、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援を実施するとともに、先進的な取組について共有する。</u> <u>ク 避難訓練への地域住民の参加促進</u> <u>・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を共有</u>	<u>ウ まるごとまちごとハザードマップの促進</u> - 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。 <u>エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実</u> - 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。 <u>オ 防災教育の促進</u> - 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
<u>する。</u> <u>ケ 共助の仕組みの強化</u> ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有する。 ・要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。 <u>コ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進</u> ・協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。 ①－ 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ア <u>洪水予測や水位情報の提供の強化</u> ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：国土交通省が開発した、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。 ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。 <u>・ダム の放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった</u>	①－ 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。 ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
<u>場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。</u> <u>※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」（平成 17 年 3 月 28 日国河流第 19 号、国河治第 211 号）を参照。</u> イ 危機管理型ハード対策の実施 ・危機管理型ハード対策（※）の概ね 5 年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。 ※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策 ウ 河川防災ステーション等の整備 ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。 エ 避難場所、避難経路<u>及び応急的な退避場所の整備</u> ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備<u>に加えて、応急的な退避場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに退避場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について</u>検討・調整する。 ・<u>洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共</u>	イ 危機管理型ハード対策の実施 ・危機管理型ハード対策（※）の概ね 5 年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。 ※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策 ウ 河川防災ステーション等の整備 ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。 エ 避難場所、避難経路の<u>整備</u> ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備<u>にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう</u>検討・調整する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
<u>有する。</u> ② <u>被害軽減</u>のための取組 ②－1 水防体制に関する事項 ア 重要水防箇所の確認 ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。 イ 水防資機材の整備等 ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。 ウ 水防訓練の充実 ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。 エ 水防に関する広報の充実 ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。 オ 水防団間での連携、協力に関する検討 ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。 ②－2 <u>多様な主体による被害軽減対策</u>に関する事項	② <u>的確な水防活動</u>のための取組 ②－1 <u>水防活動の効率化及び水防体制の強化</u>に関する事項 ア 重要水防箇所の確認 ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。 イ 水防資機材の整備等 ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。 ウ 水防訓練の充実 ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。 エ 水防に関する広報の充実 ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。 オ 水防団間での連携、協力に関する検討 ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。 ②－2 <u>市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進</u>に関する事項

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。 イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。 ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進 ・洪水浸水想定区域内 <u>又は高潮浸水想定区域内</u> における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。 ③ 氾濫水の排<u>除</u>、浸水被害軽減に関する取組 ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 ・洪水浸水想定区域内 <u>又は高潮浸水想定区域内</u> における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時 <u>又は高潮時</u> の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時 <u>又は高潮時</u> に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。 イ 浸水被害軽減地区の指定	ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。 イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。 ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進 ・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。 ③ 氾濫水の排<u>水</u>、浸水被害軽減に関する取組 ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 ・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。 イ 浸水被害軽減地区の指定

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。 <u>④ 防災施設の整備等</u> <u>ア 重要インフラの機能確保</u> <u>・各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。</u> <u>⑤ その他</u> ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。 イ 災害情報の共有体制の強化 ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。 (2) 分科会や幹事会等の設置 協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。 (3) 「地域の取組方針」の作成	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。 <u>④ その他</u> ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。 イ 災害情報の共有体制の強化 ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。 (2) 分科会や幹事会等の設置 協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。 (3) 「地域の取組方針」の作成

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。 (4) 協議事項の尊重義務 協議会で、<u>当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減のため必要な協議の結果</u>調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。 (5) 取組内容の公表 協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。 <u>(6) 関係者との連携</u> <u>多くの関係者との事前の備えを図るため、以下の関係者との連携の強化に努められたい。</u> <u>①マスメディアや情報通信企業等との連携について</u> <u>地域のリスクや防災施設の効果とその限界、水害・土砂災害情報等について、テレビや新聞、ラジオ、ネットメディア等のそれぞれが有する特性を活かして発信・伝達することによって、住民の理解と行動につながるよう、マスメディア</u>	協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。 (4) 協議事項の尊重義務 協議会で<u>協議が</u>調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。 (5) 取組内容の公表 協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』
新旧対照表

新	旧
<u>や情報通信企業等との連携強化に努められたい。</u> <u>②土砂災害対策に関する連絡会との連携について</u> <u>上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生する現象である土砂・洪水氾濫等の被害軽減に資する取組に関しては、市町村の防災担当者や自主防災組織等の防災リーダーの土砂災害に関する知識の習得等を支援するための連絡会との連携強化に努められたい。</u> 8. 取組内容のフォローアップ 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。 9. 当面のスケジュール 協議会において、「<u>7. 協議会の取組内容</u>」を踏まえ、必要に応じて 2019 年出水期までを目途に「地域の取組方針」<u>の見直しを行うこと</u>を目標に取組を進める。 10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口 各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。	8. 取組内容のフォローアップ 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。 9. 当面のスケジュール 協議会において、<u>平成 30 年</u>出水期までを目途に「地域の取組方針」<u>を取りまとめる</u>ことを目標に取組を進める。 10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口 各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
別紙－ 1 〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約 (注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。 (設置) 第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 (注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。 (目的) 第〇条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。 (注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることや、平成 30 年 7 月豪雨を受けて、答申において「多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え」とされたことを踏まえ、決定されたい。	別紙－ 1 〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約 (注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。 (設置) 第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 (注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。 (目的) 第〇条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。 (注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることを踏まえ、決定されたい。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
(協議会の対象河川) 第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。 (注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。 (協議会の構成) 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 (注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。 (協議会の実施事項) 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 - 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。 - 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。	(協議会の対象河川) 第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。 (注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。 (協議会の構成) 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 (注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。 (協議会の実施事項) 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 - 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。 - 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

『水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』 新旧対照表

新	旧
(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。 (協議会資料等の公表) 第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る視点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。 (雑則) 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。	(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。 (協議会資料等の公表) 第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 (注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る視点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。 (雑則) 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。